

論文投稿規程

昭和61年	1月30日	制定
昭和63年	12月6日	改定
平成元年	10月6日	改定
平成5年	9月15日	改定
平成7年	9月19日	改定
平成10年	1月29日	改定
平成10年	11月30日	改定
平成11年	4月13日	改定
平成16年	9月29日	改定
平成19年	1月22日	改定
平成23年	1月28日	改定
平成25年	1月1日	改定
平成30年	1月1日	改定

1. 論文集に掲載を希望する研究論文、技術論文、速報（以下、論文等）、誌上討論の記述は和文または英文とする。
2. 論文等の投稿および誌上討論は会員に限る。なお英文で記述された論文等の投稿はこの限りではない。
3. 研究論文は本学会が取り扱う工学・技術分野に関連した内容を有し、独創的で工学上の有用性に富む研究、あるいは工業的有用性、技術的新規性に富む研究の原著であり、一般に公表されている定期刊行物*1に未投稿*2のものに限る。刷り上がり8ページ以内を原則とする。
4. 技術論文は本学会が取り扱う工学・技術分野に関連した内容を有し、特に実用性や有用性に富み研究・開発・設計・生産に寄与するもので、一般に公表されている定期刊行物*1に未投稿*2のものに限る。刷り上がり4ページ以内を原則とする。
5. 速報は、有用性に富む独創的な研究や技術が完成に至る以前に要点を発表するもので、2ページ以内を原則とする。
6. 掲載された論文等に対する会員からの討論は誌上討論として、これに対する著者の回答と共に掲載する。受付は論文等の掲載後6ヶ月以内とし、匿名は認めない。質問および回答はそれぞれ刷り上がり1ページ以内とする。ただし、採否は論文集委員会で決定する。
7. 論文等の投稿原稿は、執筆要綱に従い、学会ホームページに掲載された和文または英文のサンプル原稿をダウンロードして作成する。
8. 論文等の投稿は、電子投稿により行う。
9. 論文集に掲載された研究論文および技術論文について、著者は別表に定める掲載を支払うものとする。また、著者へは、Web掲載版のPDFファイルを送付する。

10. 論文集に掲載された論文等の著作権は、原則として学会に帰属する。ただし、著者がその一部を引用し、またはその全文を翻訳することを妨げない。
11. 論文集に掲載された論文等は、論文集掲載から6ヶ月以内であればWeb上の英文論文集である [JFPS International Journal of Fluid Power System](#) に投稿できる。その場合、著者は学会ホームページに掲載された Writing style of manuscripts に従い、Journal of the Japan Fluid Power System Society Manuscript Template をダウンロードして作成した英文原稿を学会に投稿する。投稿された英文原稿の内容がもとの和文論文等と同等で、英文が十分推敲されている場合、もとの和文論文がオリジナルであることを明記し、JFPS International Journal of Fluid Power System に掲載される。JFPS International Journal of Fluid Power System の掲載料は無料とする。なお、投稿された英文論文が掲載可となった場合は、論文集委員会に申請することにより JFPS International Journal of Fluid Power System にも掲載することができる。
12. 本学会の国際シンポジウム等で発表された論文のうち、優秀と認められる論文は [JFPS International Journal of Fluid Power System](#) に掲載する。その採否は国際シンポジウム等の実行委員会が行う。その場合の英文原稿は、学会ホームページに掲載された Writing style of manuscripts に従い、Journal of the Japan Fluid Power System Society Manuscript Template をダウンロードして作成された原稿とする。
- *1 定期刊行物とは、所定の手続きに従って校閲を受けて論文が掲載される学協会の定期刊行物および市販の学術雑誌類であって、大学、公的研究機関、企業などが発行する紀要、所報、技報などの刊行物は含まない。
- *2 他の刊行物への投稿日が、当学会論文集の投稿日と同日あるいはそれより早い場合は既投稿と見なす。

掲載料（単位：円）

頁数 (部数)	速報 *3	技術論文 4頁以下	技術論文 6頁	研究論文 8頁以下	研究論文 10頁	研究論文 12頁
掲載料	—	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000

*3 速報は、掲載料は無料とする。

付 則

この規程の改定は、平成29年度第3回理事会で承認され、平成30年1月1日から適用する。